

告 示

○総務省告示第四十三号

町の境界変更

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、埼玉県北埼玉郡騎西町と南埼玉郡葛蒲町との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十五日

総務大臣 原口 一博

北埼玉郡騎西町に編入する区域

南埼玉郡葛蒲町大字小林字上沼頭六六二六の一

の 一 部、六六二七の一の 一 部、六六二八の一の 一 部、六六三〇の一の 一 部、六九〇四の一の 一 部、六九〇五の一の 一 部、六九〇七の一の 一 部、六九一〇の一の 一 部、六九一一の一の 一 部、六九三二の一の 一 部、六九三三の一の 一 部、六九四五の一の 一 部、六九四五の二の一の 一 部、六九四六の一の 一 部、六九四六の二の一の 一 部、六九四七から六九五〇までの各一 部、字忠平田七九五

一の一 部、字新徳田七九六二の一の 一 部、七九六三の一の 一 部、七九六四の一の 一 部、七九六六の一の 一 部、七九六七の一の 一 部、七九六八の一の 一 部、八〇〇七から八〇一一までの各一 部、八〇一四の一

の 一 部、八〇一四の二の一の 一 部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

南埼玉郡葛蒲町に編入する区域

北埼玉郡騎西町大字中種足字十六番二五二〇の一

部、二五二二の一、二五二三の一の 一 部及びこ

れらの区域に介在する水路である公有地の全部